

# 国民健康保険

## 保険税率の改定について

本年度の保険税率が、6月開催の鬼北町議会定例会で、次のとおり決定しました。

税率改定にあたっては、一般会計からの繰入金が増額や基金の取り崩し等、極力税率の引き上げをしないよう検討しましたが、収入不足が予想されるため、

後期高齢者支援金分は引き下げを行っているものの、医療分の引き上げにより差引負担額が増額となります。

景気低迷の中、各被保険者におかれましては、負担が増えて誠に申し訳ありませんが、制度の趣旨をご理解の上、納付いただきますようお願いいたします。なお、制度改正の詳細について

では、7月中旬に送付している「平成21年度国民健康保険税納税通知書」に同封（「平成21年度国民健康保険税率の改定について（お知らせ）」）していただきますので、まだお読みでない方はそちらをご確認ください。

**問い合わせ先**  
税務課課税管理係  
(内線222・223)

## 限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、申請のあった方に交付している「国民健康保険限度額適用認定証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成21年7月31日までとなっています。

引き続き交付を希望される場合は、再度申請が必要となりますので、次のとおり手続きを行ってください。

### ① 持参品

① 印鑑

- ② 被保険者証  
過去一年間に入院日数が90日を超えている場合は入院時の領収書  
**申請場所**  
役場町民課保険年金係または日吉支所総務係  
**問い合わせ先**  
町民課保険年金係  
(内線215・216)
- 被保険者証の更新について**  
(1) 今お使いの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成21年7月31日までです。平成21年8月1日以降は使用できなくなりますのでご注意ください。新しい被保険者証は7月末までに各世帯へ郵送で送付いたします。7月末までに届いていない場合はご連絡ください。  
(2) 新しい被保険者証は、一般被保険者証が『薄紫色』、退職被保険者証が『灰色』です。お手元に届きましたら記載内容をご確認いただき、誤りがある場合は、お手数ですが、町民課保険年金係まで被保険者証をお持ちください。  
(3) 修学や施設等入所のため、町

### ① 医療分【改正】

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
改正後A	7.4	32.0	17,700	21,400
改正前B	6.5	29.0	16,500	20,000
増減(A-B)	0.9	3.0	1,200	1,400

※賦課限度額：47万円

### ② 後期高齢者支援金分【改正】

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
改正後A	2.0	16.0	6,700	4,500
改正前B	2.5	16.0	7,600	5,500
増減(A-B)	△0.5	0.0	△900	△1,000

※賦課限度額：12万円

### ③ 介護納付費分

【据え置き(ただし、最高限度額は引き上げ)】

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
改正後A	1.9	8.6	7,600	4,300
改正前B	1.9	8.6	7,600	4,300
増減(A-B)	0.0	0.0	0	0

※賦課限度額：10万円【引き上げ】

※40歳～65歳未満の方が対象となります。